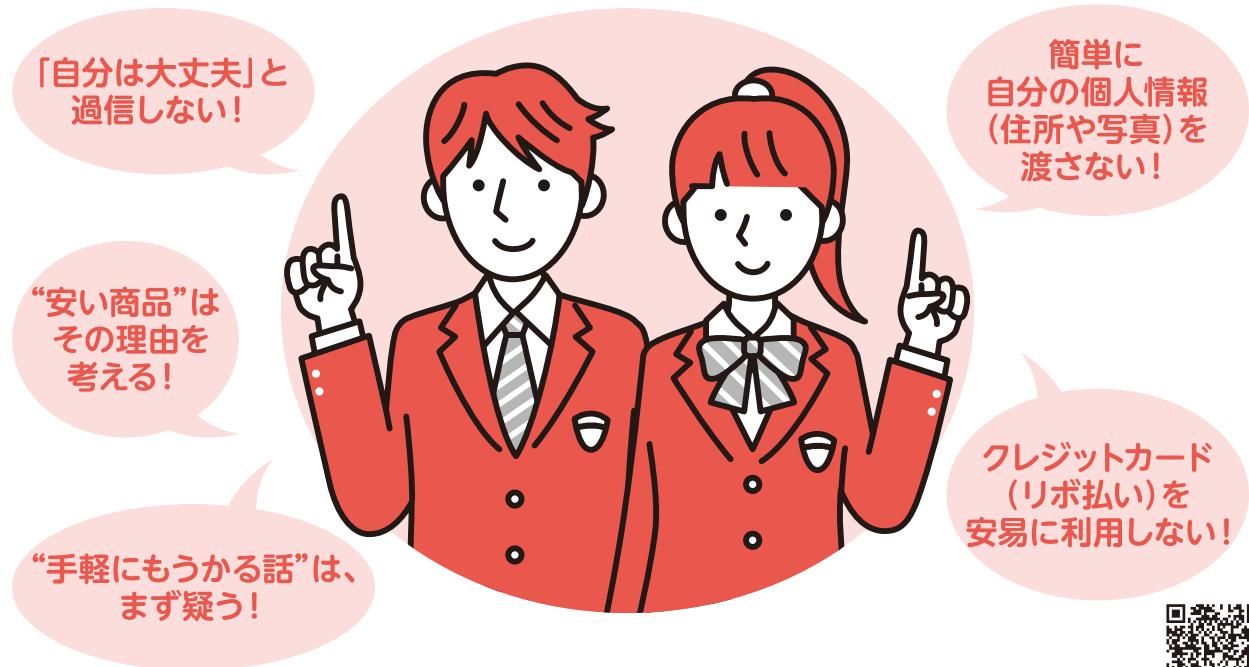


ふくいの消費生活

成人直後の若者が狙われる!? 消費者トラブル～18歳は成人です!!～

成人になると、様々な契約（高額商品の購入、賃貸契約、ローン・クレジット契約など）を結ぶことができるようになりますが、一方で、その支払いや返済などに本人が責任を取らなければならなくなります。成人として各種契約を結んでしまうと、かつて「未成年者取消権」で保護されてきた18歳・19歳は、その保護を受けられなくなります。

成人を迎えた皆さんには、悪質商法や詐欺的な勧誘による消費者トラブルに注意しましょう。ご家族の皆様には、お子様への声掛けをお願いいたします。



「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→



目次

- 若者が被害に遭いやすい消費者トラブル／オンラインカジノにも要注意！ 2, 3
- リチウムイオン電池について／ローリングストックを始めよう 4
- 啓発活動の紹介 5
- ふくいエシカルセミナー／おもいやり消費応援団の紹介 6
- おもいやり消費応援団の募集／ふくいエシカルマルシェ／ふくいエシカルやってみようキャンペーン 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内／アンケートのお願い 8

若者が被害に遭いやすい消費者トラブル

怪しいもうけ話にご注意！

事例

友人から「すごいもうけ話がある。投資のプロを紹介する。」と誘われた。紹介された人物から「私の情報商材を購入すれば、絶対にもうかる。消費者金融で借錢してもすぐ元が取れるし、他の投資者を紹介すれば紹介料も支給する。」と説明された。借錢をして、その情報商材を購入したが、勧誘の方法ばかりで投資についての情報は何もなく、全くもうからなかった。解約を申し出たが、半額しか返金できないと言われた。



「投資等の情報商材を人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘するマルチ商法に関する相談が若者間でよく見られます。学校や職場の友人・先輩、SNS等で知り合った人からの紹介がきっかけに始まるケースが多い傾向にあります。紹介された事業者の実態が分からない上、連絡先も分からず、解約や返金交渉が難しい場合があります。

- アドバイス**
- ①実態や仕組みが分からない怪しいもうけ話は、友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう。
 - ②借錢してまで契約するのはやめましょう。
 - ③断れずに契約してしまった場合は、すぐに消費者ホットライン188へ相談しましょう。
 - ④知り合いを勧誘すると人間関係が悪化し、あなたが加害者となってしまう可能性があります。

エステや美容医療を受ける前にもう一度確認！

事例

「必ず痩せる」というエステのモニター募集広告を見て、店舗に出向いたところ、20万円のコースを勧められた。その場で契約する気はなかったが、『契約するなら、絶対に今日中がお得！もう成人なのだから、自分で決められるでしょ。』と店員から急かされ、契約してしまった。その後、思い直して解約を申し出たが、高額のキャンセル料を請求された。



エステや脱毛などの美容医療は、20歳代に多い相談ですが、10歳代でも相談がみられます。長期間のエステであれば契約内容や解約条件を、美容医療であれば身体へのリスクや今すぐ施術が必要かどうかを、よく考える必要があります。

契約の前に、きちんと説明を受け、内容を理解したうえで、以下の点を確認しましょう。十分な説明を受けていなければ、スタッフや医師に聞いてみましょう。

- アドバイス**
- ①契約前に、施術内容や料金、施術の期間、途中で解約した場合の清算方法などを確認しましょう。
 - ②事前に複数の事業者から十分に情報を集め、比較・検討しておきましょう。
 - ③その場の雰囲気に流されず、本当に必要な契約か冷静に考え、安易に契約しないようにしましょう。

そのインターネット通販サイト、安全ですか？

事例

インターネットのショッピングサイトで、欲しいと思っていた商品が他のサイトよりも、格安で販売されていた。その場で衝動買いしたが、商品が一向に届かない。ショッピングサイトの連絡先に電話してみたが、全くつながらない。



「注文した商品が届かない」、「注文した商品とは異なる商品が届いた」、「業者と連絡が取れない」、「勝手に定期購入になってしまっていた」などのトラブルが発生しています。また、実在の通信販売サイトを騙った詐欺サイトである場合もあります。以下の点に注意して、インターネット通販を利用しましょう。

アドバイス

- ①ネット店舗の所在地や連絡先、支払方法、他の利用者の評価など事業者についての情報をしっかり確認しましょう。
- ②激安で販売されている場合は、購入する商品が模倣品でないかを注意しましょう。
- ③配送方法や配送期間などを確認しておきましょう。
- ④注文する商品が定期購入のものでないか、ホームページをよく確認しましょう。
小さな文字で定期購入の説明書きが掲載されていることがあるので注意しましょう。
- ⑤キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。

(※通信販売には、クーリング・オフの適用はありませんので、注意！)

オンラインカジノにも要注意！

だまされないで オンラインカジノは犯罪です!!



①オンラインカジノとは

オンライン（スマホやパソコン等）でゲームなどを行い、その結果に対して、現金・電子マネー等を賭けるもの。「カジノ」でイメージするスロットやカードゲームだけでなく、パズルや格闘技・スポーツの勝敗を競うものも。

②海外で運営されていても日本から利用すれば犯罪です！

その国で合法なサイトでも、日本からアクセスして賭けると「賭博罪」などの犯罪行為にあたります。友達を誘ったり、広めたりするのも犯罪です（賭博罪、常習賭博罪、賭博ほう助罪など）※国内で合法なのは、法律に基づく公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）や、宝くじ、totoなどのスポーツ振興くじだけです（ただし、20歳未満による投票券の購入等は法律で禁止されています）。

③「罪にならない」という情報は、すべて誤り！

「オンラインカジノは海外で合法に運営されているから大丈夫」、「日本には取り締まる法律がない」、「違法だと知らなかったと主張すれば罪にならない」などの情報は、すべて誤りです。必ず、警察につかまります。

④【保護者の皆様へ】フィルタリングの設定を！

こどもでも簡単にオンラインカジノのサイトにアクセスでき、大変危険です。ご家庭でも、こどもがオンラインカジノのサイトにアクセスし、賭け事をしないよう注意をし、危ない様子を見かけたら、声掛けをしてください。フィルタリングは有害なサイトへのアクセスを制限できます。こどものスマホにフィルタリングを設定し、オンラインカジノ対策を徹底しましょう！

※18歳未満が使用する端末へのフィルタリング設定は条例上の努力義務

意外と身近に危険物! あなたは、正しく使用・廃棄してますか?

リチウムイオン電池は日常の様々な製品に使われています。
しかし、過熱による火災の危険性も!

(高エネルギー密度で、過充電・高温・衝撃・水濡れなどで内部ショートや熱暴走が起こりやすい為)



充電式電池の危険

リチウムイオン電池の火災事故は全国的に増加傾向にあり、令和5年度には約8,000件発生しています。(環境庁調べ) また、NITEには、2020年から2024年までの5年間に「リチウムイオン電池搭載製品」の事故が1,860件報告され、その内の1,587件(約85%)が火災事故に繋がっています。

火災事故を防ぐポイント

正しく使用・購入

- ①非純正品・極端に安い製品に注意
- ②落下や衝撃を受けた製品の継続使用をしない
- ③就寝中の充電をしない(過充電による発熱)
- ④熱のこもりやすい鞄の中での使用はひかえる
- ⑤バッテリー本体の膨張、異常な発熱がある場合は、使用しない
- ⑥むやみに分解しない
- ⑦水濡れやケーブル破損を無視して使用しない



廃棄の注意ポイント

- ①リチウムイオン電池が使用されているかを確認しましょう
- ②リサイクル可能なものは、リサイクルしましょう
- ③廃棄方法を確認して、廃棄しましょう
- ④廃棄する前にはなるべく電池を使い切りましょう

リチウムイオン電池が押しつぶされたことなどに起因する火災事故等が頻繁に発生しています

★リチウムイオン電池が使用されている製品は、分別方法などを含めお住いの自治体の指示に従って正しく捨てましょう

★小型家電回収ボックス▶設置されている市役所や施設もあります。



出典:「リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう」(消費者庁)を加工して作成

災害に備えて
少しづつ準備を!

簡単!/ローリングストックを始めよう

食品の備蓄は簡単に、誰でも無理なく始められます。ふだん食べているカップめんや缶詰、インスタント味噌汁など少し多めに買い置きし、賞味期限の古いものから消費し、食べたらその分を買い足すだけです。

備蓄のコツは、3つ

- ①まずは、ふだん食べている食材を多めに買って、蓄える
- ②ふだんの食事で食べる
- ③食べたら買い足して、補充する



出典:「今日からできる食品備蓄。ローリングストックの始め方」(政府広報オンライン)を加工して作成

啓発活動の紹介

スマホのトラブル講座

～『デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう』～

10～11月、NTTドコモ北陸支社と連携し、スマホのトラブル講座を5回開催しました。講座の中では、インターネットやSNSを利用していると、なぜ過去に検索した内容に関連する広告が表示されるのか、そのような広告を表示させないための方法や、最近県内でも被害が増えているSNSを利用した詐欺に遭わないための対策について、講演いただきました。



＜トラブル講座のポイント＞

- インターネットには検索をすると履歴が記録され、その行動履歴をもとに広告等を表示させる仕組みがある。
- インターネットやSNS上には偽情報や誤情報があることを理解したうえで、利用する。
- SNSを利用した詐欺が急増しています。実際に会ったことのない相手との金銭のやり取りは、必ず疑う。

高校生対象の出前講座

10月30日、高志高校2年生76名を対象に、「スマホの向こうにワナがある！？～ネット時代の賢い選択～」をテーマにした出前講座を実施しました。講座の中では、疑似サイトを利用し、実際に商品を購入する流れを体験しながら、普段はなかなかチェックすることがない、ネット通販を利用する際に注意すべきポイント等についてお話ししました。



国際フェスティバル2025

10月19日、国際交流会館で開催された「国際フェスティバル2025」にてブースを出展しました。

来場した外国人の方々に向けて、消費者トラブルに関するパネル展示を行い、さらに外国人相談センターと連携し、消費生活相談ができるなどと周知しました。



若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン 実施中！

悪質商法などによる若者の消費者トラブルを防ぐために、成人式や卒業・就職の時期にあたる1月から3月まで、県と17市町、福井県警察本部、福井弁護士会、福井県司法書士会が連携して共同キャンペーンを実施します。

新生活を迎えるこの時期は、生活環境や交友関係の変化に伴い、若者が消費者トラブルに巻き込まれやすくなります。トラブルを防止するためには、悪質商法の手口やトラブル事例などを知っておくことが大切です。キャンペーンでは、若者向け啓発リーフレットを高校・大学・成人式等で配布や若者電話相談の受付、街頭啓発、パネル展等を行います。

ふくいエシカルセミナー～無印良品に学ぶ！～を開催しました！



10月22日、ふくいエシカルセミナーを開催し、県内の事業者など50名が参加しました。講師には、株式会社良品計画の広報・ESG推進部長である阿南 理恵氏をお招きし、CO₂排出量の削減に成功した具体的な事例や、消費者への効果的な情報発信の工夫など、実践的で参考になる取り組みをご紹介いただきました。

特に、「エシカルな取り組みは、すぐに成果が見えるものではないが、継続することで確実に価値となり、企業の強みとなる」という言葉が印象的であり、持続可能な社会の実現に向けた企業の姿勢の重要性を改めて認識する機会となりました。

参加者からの声

- ・エシカルな観点など、目に見えにくい価値を数値化・可視化することが重要だと分かりました。中長期的な視点・継続が必要を感じました。
- ・ぶれてはいけない企業理念を守るためにには、常に考え続け、変化をおそれないことが大切であるということを改めて学ぶことができました。



ふくい おもいやり消費応援団の新規登録事業者を紹介します!!

9月～11月にご登録いただいた事業者

- ・株式会社 土田鶏卵
- ・株式会社 カズマ
- ・株式会社 黒川クリーニング社

PICK UP 企業

株式会社 カズマ

＜エシカルな取り組み＞

- 生地端材等の再利用
- 障がい者就労支援事業所への工程依頼



横井チョコレート株式会社

＜エシカルな取り組み＞

- 福井県産の素材を利用した商品の販売



その他の登録企業・取組をご覧いただけます。



わたしたちと一緒に「エシカル消費」を広めませんか？ ふくい おもいやり消費応援団

福井県では、環境・地域・人や社会に配慮した消費行動「エシカル消費」の認知度を高め、消費者に実践を促すような取り組みを行っている事業者を「ふくい おもいやり消費応援団」として募集しています。

エシカル消費 取組内容の 具体例

- エシカル消費に関する商品の販売を行うキャンペーン・フェアの実施や専用コーナーの設置
(例) 環境に配慮したマークの付いた商品、賞味期限切れ間近の商品、福祉施設で作られた商品、地元の食材や素材を使用した商品、被災地支援の役割を担う商品、フェアトレード商品や寄付付き商品
- これまで捨てられていた規格外や端材を活用し、環境に配慮した商品の開発とその情報発信
- ホームページやSNS等によるエシカル消費の情報発信

ふくいエシカルマルシェが開催されました！

福井商工会議所主催の「ふくいエシカルマルシェ」に、おもいやり消費応援団の登録事業者（福丸ふれっしゅ、Urbankitchen、福井県セルフ）に出店していただきました。

このイベントは11月1日から16日まで、西武福井店地下1階の催事場で開催されました。会場では、傷や大きさの違いから一般には出回らない規格外の食品を使った商品や、地産地消にこだわった商品など、県内14事業者による50種類以上のエシカル商品が販売されました。



開催期間
令和7年
10月1日(水)
令和8年
1月31日(土)

ふくいエシカルやってみようキャンペーン

公式インスタグラムをフォローして、アンケートに回答した方の中から抽選で、30名に福井県産品が選べるカタログギフト(3,000円相当)をプレゼント！

参 加 方 法

- ①公式インスタグラム (@ethical_fukui)をフォローする。
※フォローしていない方は抽選対象外となります。
- ②アカウントプロフィール内に設置してあるリンクからアンケート回答

抽選率アップ
アクション！

[#ふくいエシカル] のハッシュタグをつけて、
日常のエシカル消費の写真をInstagramに投稿！

▶投稿で当選確率が2倍!!

Instagramの
フォローは
こちらから▼



詳細は
こちらから▼



消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

1月～3月の開設日

開設時間／14:00～16:00

分野	1月		2月		3月	
福井 弁護士会 (法律)	13日(火)	県消費生活センター	3日(火)	県消費生活センター	3日(火)	県消費生活センター
	15日(木)	県嶺南消費生活センター	12日(木)	県嶺南消費生活センター	12日(木)	県嶺南消費生活センター
司法書士 (法律)	22日(木)	県嶺南消費生活センター	26日(木)	県嶺南消費生活センター	26日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。

お気軽に
ご相談下さい



消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間／9:00～17:00(祝日・年末年始は休館)

※嶺南消費生活センターは日曜日は電話相談のみの対応となります。

ホームページ

Facebook

LINE

Instagram

メール相談受付

福井県 消費生活



消費者ホットライン

局番なし

い や や
1 8 8

福井県消費生活センターやお近くの消費相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からぬ場合はそのままお待ちいただければつながります。

※188への通話は携帯電話の無料通話プランの対象外です。

情報誌に関するアンケートを実施しています



- スマートフォンでカメラを起動します。
- カメラをQRコードにかざし、読み取りたいQRコードをタップします。
- 表示された通知(URL)をタップすると、アンケートのページへ移動できます。

※QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

◀◀◀◀◀アンケートはこちらから ぜひ、ご意見をよろしくお願いいたします。

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
0776-20-0287 FAX0776-20-0633



安全安心ふくい
X(エックス)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてください。

@AnshinFukui

発行日／令和8年1月